

## 電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の 制限に関する意見について

( 平成 7 年 6 月 30 日 付け 北海道 知事 あて  
北海道 個人情報 保護 審査 会 答 申 第 4 号 )

平成 7 年 6 月 13 日 付け 文書 第 2038 号 で 諮問 の あり ました この こと について、 諮問 の 内容 を 適当 な もの と 認め ました ので、 次 の と おり 答 申 し ます。

北海道 個人情報 保護 条例 第 10 条 第 2 項 の 規定 に 基づく 答 申

システムの名称	事務担当課 (室)等	提供する個人 の類型	提供先	システムの概要と電子計算組織 結合の必要性
北海道消費生活 情報システム	生活福祉部 消費生活課	個人事業主 講師	道内市町村、 北海道消費者 協会、国民生 活センター	消費生活に関連する的確な情報の提供 により消費者被害の未然防止や苦情処理 などの迅速化・効率化を図るとともに、 多様化する消費者ニーズに対応し、相談 体制の整備拡充と消費者保護が図られる よう情報提供面から支援を行う。
健康管理情報シ ステム(情報提 供システム)	保健環境部 総務課	講師	道内の市町村 医療機関、保 健関係団体	道民の保健・医療に直接携わる市町村 ・医療機関等に対し、道民の健康づくり や保健活動を支援するため、疾病の予防 や保健医療に関する情報をマルチメディ アを利用した情報通信手段を利用して提 供する。
福祉情報案内シ ステム	保健環境部 総務課	講師	道内の市町村 社会福祉協議 会、福祉関係 団体	道民の多様化する福祉ニーズに的確に 対応するため、福祉関連情報の提供を行 い、住民の相談窓口等へ情報面から支援 を行う。